

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N566
2018.4.25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131(代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

安倍改憲NO! 研究者リレー論文 第5回

国民投票の危険性について—イタリアでの実例をもとに……………内藤光博

大阪支部特集

内閣官房機密費・情報公開訴訟最高裁判決とその後……………谷 真介
リスベクトの政治をつくる大阪弁護士有志の会……………弘川欣絵
「森友問題」メディアとともに真相解明に向けて更なる前進を……………岩佐賢次
—「国有地低額譲渡の真相解明を求める弁護士・研究者の会」の活動報告
ストップ! 法廷内の手錠・腰縄……………宮本亜紀
今こそ、原点に還るとき—兵庫県支部の報告……………今西雄介
京都支部の報告—キャンプ企画の紹介……………岡田康平
アメリカで学んだこと……………川崎拓也

住民訴訟事件における全面認容判決が出される!……………福岡孝往

ロースクールの実情と法曹養成

さいごの貸与制世代として思うこと……………大久保陽加

2017年度第4回拡大常任委員会(金沢)開催

☐ 地元企画報告

☐ 緊急声明 自民党改憲案の問題点と危険性(改憲問題対策法律家6団体連絡会)



リトアニアの子ども

安倍改憲 NO! 研究者リレー論文 第5回

国民投票の危険性について

—イタリアでの事例をもとに—

東京 内藤 光博 (専修大学教授)

1 はじめに—二〇一六年改憲国民投票

イタリアでは、二〇一六年二月四日に、政府与党・民主党のマッテオ・レンツィ首相(当時)が強く推進した上院(元老院)の大幅な権限縮小を主要な争点とする憲法改正国民投票が行われた。結果は、投票率六五・四七%、改正反対五九・一二%に対し賛成四〇・八八%であり、憲法改正案(以下「レンツィ改憲案」)は否決された。これを受けて、レンツィ氏は、同月七日に首相を辞任した。

しかし、国民投票の結果以上に重要なことは、この政府(首相)主導による憲法改正案に対する国民投票がプレビシット(政権担当者に対する信任投票)と化し、レンツィ首相の信任投票となってしまった点である。

憲法改正あるいは重要な政策決定の是非について議論を尽くした上での国民による最終決定という国民投票の本来の目的が損なわれ、政権担当者の信任投票へと転化する「プレビシット化現象」は、あらゆる国民投票に生じうる可能性を秘めた大問題である。

本稿では、イタリアでの二〇一六年改憲国民投票の事例をもとに、「国民投票のプレビシット化」の危険性を考えてみたい。

2 イタリア憲法の改憲手続と国民投票

イタリア共和国憲法一三八条が規定する憲法改正手続によると、議会が「憲法改正法」の制定により、立法により憲法を改正することが原則であり、改憲発案権は、政府(閣僚会議)・両議院の各議員・憲法的法律で定める機関および団体(経済労働国民会議)・国民(五万人以上の有権者が条文形式で提案)・州議会にある。

一三八条の改憲手続によると、「憲法改正法」は、上下両院での各二回の議決によって採択されるが、二回目には各院それぞれ三分の二の絶対多数による議決がえられなかった場合には、当該の「憲法改正法」公布後、三か月以内に一つの議院の五分の一の議員、あるいは五〇万人の有権者または五つの州議会の要求があれば、国民投票に付することになる。

3 「レンツィ改憲案」登場の背景

イタリア共和国憲法は、一九四八年に施行されたが、ムッソリーニのファシズムに対する反省から、権力分立、とりわけ「権力機構相互の抑制」を重視し、日本国憲法における衆議院に優越を認める「跛行型二院制」とは異なり、上院と下院代議院が、全く同等の権限を有する「完全型二院制(bicameralismo perfetto)」を採用した。

憲法七〇条では「立法権能は、両議院が共同で行使する」とされ、法案の審議や首相の信任などについて、上下両院は完全に同等の権能を有している。したがって、上院と下院で法案等について異なった議決がなされた場合にも、日本国憲法における両院協議会のような調整の仕組みは構想されていない。

「完全型二院制」から「実質的な二院制」への移行を目指すレンツイ改憲案が浮上する契機となったのは、二〇一三年二月に行われた上下両院の総選挙の結果であった。この選挙により、上院では中道右派、下院では中道左派と異なった多数派が形成され、上下両院で、新しい首相を信任できない状況がおり、同年四月に中道右派および左派の大連立によりエンリーコ・レッタ内閣が成立するまで二ヶ月間の政治的空白期間が生じたのである。こうした政治的機能不全を克服する憲法改革案として、レンツイ改憲案が登場した。

4 首相の信任投票と化した国民投票

しかし、二〇一六年改憲国民投票では、こうした「憲法上の問題点」が実際の争点とされたのではなく、争点が「政治的争点」、つまりレンツイ政権を支持するかしないかという「信任投票（プレビシット）」にすり替わった。

筆者は、二〇一六年一月二十四日に、レンツイ首

相が、国民投票によりレンツイ改憲案が否決されれば、首相を辞任し、政界を引退すると表明した時点で、プレビシットに転化したと見ている。つまり国民投票の争点が、憲法改正の是非を問うことから、レンツイ首相および彼の政策に対する信任投票にすり替わったのである。

この傾向は、あらゆる国民投票に起こりうる現象である。議会の多数派の信任を受けた政府（政権担当を担う首相）の側から、憲法改正の是非を問う国民投票を求めることは、プレビシットに傾きがちな。なぜなら、議会多数派（与党）は、選挙により国民多数の支持の上に成り立っているのだから、議会多数派の支持を背景とする政府（首相）は、憲法改正という目的を果たすために、自らの政権をかけて、国民に支持を求めるという手段をとることは、政治戦略としてきわめて有効な方法であるからである。

5 おわりに

― 国民投票のプレビシット化の危険性

イタリアにおける二〇一六年改憲国民投票は、国民投票がプレビシットに転化した典型的な事例とみることができる。国民投票がプレビシット化した場合、現政権を信任するか否かに問題がすり替えられ、憲法改正の内容自体が充分議論されず、改正の内容と改正によってもたらされる帰結

が国民に十分に理解されないままに、投票が実施されてしまう。憲法改正における国民投票のプレビシット化の問題は、改正案の中身にもよるが、政権担当者による「憲法の破壊」をもたらしかねない、立憲主義にとって重大な問題である。

また、国民投票を要求する主体が、議会の多数派（与党）に基盤を持つ首相など政権担当者であった場合に、国民投票がプレビシットに傾く傾向は大きい。この点を考慮してか、イタリア憲法二三八条が規定する国民投票について、憲法学説では、本来、憲法改正に反対の政党（議会の少数派）が「当該の憲法改正の否認を求めて請求するもの」と限定的に解釈し、議会多数派（政権側）による国民投票の請求を否定的に捉えている点は興味深い。さらに、国民投票がプレビシットに転化する他の要因となりうるものは、国民投票にかけられる論点の内容と提案方式である。

たとえば、問題となっている論点が難解で複雑な専門的な問題である場合、あるいは複数の改正点を一つの改正案にまとめて一括提案がなされているような場合である。これらの場合、提案者および反対者の双方が、余程の懇切丁寧な説明を行わない限り、国民をして、改正案そのものではなく、提案者への信任に基づく投票活動（つまりプレビシット）へと導きかねない。

以上見てきた「国民投票のプレビシットへの転

化」の問題性は、日本での改憲をめぐる今後の動向を考えるにあたって、十分に注意を要する問題である。

参考文献

高橋利安「レンツイ内閣による憲法改正の政治的背景について」修道法学三九巻二号所収（二〇一七年）

同「レンツイ内閣による憲法改正の結末」法学新報二四巻一・二号所収（二〇一七年）

内藤光博「昨年イタリアの経験―プレビシット化した国民投票」現代の理論二〇一七年秋号所収。

大阪支部特集

内閣官房機密費・情報公開訴訟 最高裁判決とその後

大阪 谷 真介

一 内閣官房機密費情報公開訴訟とは

内閣官房機密費（報償費）は、内閣官房長官の政治判断によって支出される経費として、国民の税金から毎年一〇億円以上が予算に計上され、国庫から月約一億円が継続的に内閣官房長官に支出されてきました。内閣官房長官は毎月約一億円の税金を用途を全く明らかにせず自由に使ってきたのです。

内閣官房機密費は、二〇〇二年に日本共産党にもたらされた内部資料によって、初めて世の中で問題視されました。加藤紘一氏が官房長官だった時代の、一九九一―一九九二年の一四か月間の機密費の一部の用途を記したものでした。これには、党内対策や野党対策の流用、「パーティ券」等の事実上の政治献金としての党略的流用、「長官室手当」、「秘書官室手当」等の私的費用としての流用を疑われる内容が記載されていました。その他、

野中広務氏や鈴木宗男氏などがマスコミのインタビューで、機密費が国会対策、選挙対策等で使用されてきた事実を告白するなど、常々不適切な使用が疑われていました。

二〇〇六年一〇月、上脇博之教授（神戸学院大学）が、二〇〇五年四月から二〇〇六年九月までの細田・安倍の両官房長官時代の官房機密費の支出関係文書の情報公開請求を行いました。内閣外交等の事務の円滑効果的な遂行に重大な支障「他国との信頼関係が損なわれ、交渉上不利を被るおそれ」に該当するという理由で全面不開示決定がされ、二〇〇七年五月、大阪地裁に不開示決定処分の取消訴訟を提起しました（二次訴訟）。その後、二〇〇九年八月に衆議院総選挙で自民党が民主党に歴史的惨敗を喫して政権交代が実現した際、政権を明け渡すことが決まっているにもかかわらず自民党政権最後の河村官房長官が交代までの約一〇日間に二億五千万円もの官



最高裁判決後の勝訴の旗出し

房機密費を請求したことが発覚し（通常は月一億円）、不正利用があったのではないかと疑いで別途情報公開請求、提訴しました（二次訴訟）。さらに、第二次安倍政権における菅官房長官が二〇二三年に支出した官房機密費の支出関連文書についても、別途情報公開請求、提訴しました（三次訴訟）。

二 分かれた高裁判決と最高裁判決

裁判になつてはじめて、官房機密費の支出が官房長官自体が出納管理をする「政策推進費」、事

務取扱者にさせる「調査情報対策費」、「活動関係費」という三類型に分類されていることが明らかになりました。

地裁での判決はいずれも、若干開示の範囲に差はありましたが、概ね支払相手方と具体的使途が判明しない文書について開示を命じる判決でした。これは一次・二次訴訟の高裁判決でも維持されました。ところが、三次訴訟の高裁判決では、一転、相手方や使途の記載が無い文書でも、そのときどきの情勢によってそれらが相当程度特定され内閣の事務の遂行に支障が生じるおそれがあるとして実質全面不開示の逆転敗訴となりました。結論

が分かれた高裁判決が最高裁で争われることになり、二〇一七年二月に最高裁第二小法廷（山本庸幸裁判長）で弁論が開かれ、二〇一八年一月九日に三件の最高裁判決が言い渡されました。結果は、一次訴訟・二次訴訟の大阪高裁判決より開示範囲を狭める一部開示判決ではあったものの、国側が抵抗を示していた官房機密費の本丸である政策推進費に関する文書を開示せよという内容でした。開示範囲を狭めたとはいえ、これまで一切開示しない態度を貫いていた国にとっては痛手であり、最高裁は最低限の仕事をしたと評価できます。

三 その後の国の対応と開示された文書

最高裁判決後、菅官房長官は会見で「最高裁判

決を重く受けとめ、適切に対応したい」と述べたにもかかわらず一向に開示されず、二か月が経つてついに二〇年越しで文書が開示されました。

開示された文書からは、官房機密費は月一億円余り支出していること、そのうち約九割が官房長官自らが領収書無しに自由に使用できる政策推進費として使用されていること、前記河村官房長官の二億五〇〇〇万円は政権交代直前のわずか六日間で二億五〇〇〇万円もの巨額の支出をしているという異常な形態であったこと、年度替わりや官房長官交代時には一度使い切り金庫をカラにしていること等が判明しました。

最高裁判決直後、私たちは「閣支出の一端に光」という勝訴の旗を出しました。国民の税金の使途に関する情報は本来は主権者たる国民のものです。「一端に光」を与えたこの最高裁判決をきっかけに、国民自身、そして国民の付託を受けた国会において、「官房機密費は本当に必要なのか」、「国民が監視できなくて良いのか」について真剣に議論されることを期待します。

（弁護団は阪口徳雄、徳井義幸、谷真介ほか）

リスベクトの政治をつくる

大阪弁護士有志の会

大阪 弘川 欣絵

リ

リスベクトの政治をつくる大阪弁護士有志の会（以下、リスベクトの会）は、個人の尊厳と平和が守られる政治（リスベクトの政治）を実現するため、野党・市民の連携などにより、衆参両議院の改憲勢力を三分の二未満にするために活動を行う団体です。二〇一七年五月三日に設立しました。

二〇一五年九月に安保法制が成立してから、安保法制の廃止と改憲阻止のため国会での議席配分を変えようと、市民連合やミナセン（みんな選挙の略）など、野党共闘を推し進める市民団体・ネットワークが全国各地で結成されていきました。リスベクトの会は、その大阪弁護士版のグループです。弁護士は労働問題や貧困、その他の人権問題の取り組みを通して、さまざまなネットワークを持っています。市民と野党をつなぐパイプ役として弁護士だからこそできることがあるので

はないかと思いました。また、特定秘密保護法、安保法制、共謀罪が成立し、改憲が強行されようとしている政治状況で、人権問題に熱心に取り組んでいる多くの弁護士に、野党共闘の支援という、より政治的な活動に参加して欲しい、リスベクトの会がその受け皿になれば、というのもこの会の設立のねらいです。

二

〇一七年六月二日、上智大学教授の中野晃一さんの講演会を開催しました。中野さんは「あつたことをなかつたことにされない」ために、お互いの違いを認めて尊重（リスベクト）し合っつながろう、と語られました。今起こっている森友文書改ざん問題もなかったことにされないために、立場や考えを超えてつながることが大事だと思います。

また、街宣車を使用しての街宣を二回、緊急街



2017年5月3日、おおさか総がかり集会でのパレードの様子

宣を二回行いました。政治的なスピーチをしたことがない多くの弁護士もマイクを持って街頭で語りかけました。

二〇一八年に入ってから、いよいよ改憲の動きが加速化し、改憲発議を阻止できなければ二〇一九年初めにも国民投票が実施されるかもしれないという情勢の中で、リスベクトの会は国民投票運動に備える企画をしていくことにしました。二月二〇日には、杉島幸生弁護士の国民投票法のレクチャーとともに、国民投票運動についてのパネルディスカッションをしました。パネラーとして、

三〇〇〇万人署名を行っている方、大阪都構想の住民投票運動経験者、広告代理店の方が参加しました。発議を止めることが最も重要だが、今の段階から国民投票運動として何ができるのか、その資金や人材はどうやって確保するか、組織をどうするかなどを考えることは重要であること、選挙運動よりも自由にできる国民投票運動の可能性について、参加された皆さんと共有できたと思います。

三月三〇日には、国民投票法シリーズ第二弾として、アメリカに在住していた元シールズの山本

雅昭さんによる「各国の選挙から学ぶ対抗策」という講演会を開催しました。また、五月一日には、明治大学教授の海野基央さんの講演会を開催します。海野さんは異文化コミュニケーションの研究として、アメリカ大統領選でオバマやヒラリー陣営で戸別訪問を数千回行つて来られました。戸別訪問などでの「説得」の手法を中心に、国民投票運動・選挙運動のより実践的なお話をしたいと予定です（一八時〜ドーンセンター〈大阪府立男女共同参画・青少年センター〉です。ぜひご参加ください）。

また、リスベクトの会はフェイスブックやツイッターなどのSNSによる情報発信なども行っています。

私たちにできることはささやかですが、個人の尊厳と平和が守られる「リスベクトの政治」の実現を目指して、活動を進めていきたいと思つています。ぜひ、多くの皆さんに私たちのメンバーに加わっていただきたいです。どうぞよろしくお願ひします。

「森友問題」メディアとともに

真相解明に向けて更なる前進を

「国有地低額譲渡の真相解明を求める弁護士・研究者の会」の活動報告

大阪 岩佐 賢次

ま

さに風雲急を告げる動きとなった森友問題である。二〇一八年三月二日付の朝日新聞の報道をきっかけに国有地の賃貸・売買の決算文書の改ざん問題が明るみになった。国会では、誰の指示で何のために改ざんが行われたのか集中審

議が行われている。安倍政権は、当時の財務省理財局長佐川宣寿氏の指示で理財局の一部の職員が改ざんしたとのストーリーを描き、問題を矮小化するのに躍起になっている。

改ざん問題以外にも、約八億円の値引きにつな

がった地中ゴミを試掘した業者がごみは実際より深くあると見せかけた虚偽の報告書を作成したと大阪地検特捜部の調べに証言していることなど、まるで堰を切ったように次々に新事実が明らかとなつてきている。疑惑が深まったためか、三月中旬での各報道機関の世論調査の結果では、とうとう安倍内閣の支持率は三〇%台前半となり、二月下旬から一気に約二三%と大幅に下落し、不支持率は五〇%前後に至っている。

振り返れば、この森友問題は、二〇一七年二月九日に朝日新聞が大きく報じたことをきっかけに世に知られることとなった。前日の八日には、豊中市議が国有地の売却価格の非公開に関して行政訴訟を提起し、司法記者クラブで記者会見をして

いた。しかし、当時は、朝日新聞以外の新聞社は様子見といったスタンスで、週刊誌が先に書いてくれたら書きやすいのという新聞記者の本音も耳にするくらいだった。ようやく翌週の二月十六日になって、テレビ東京の夕方のニュースが最初に特集を組んで報道した。

そ んな中、「国有地低額譲渡の真相解明を求める弁護士・研究者の会」(共同代表・阪口徳雄会員・菅野園子会員)は、青法協会員を中心に三〇〇名以上の弁護士・研究者の賛同を得て二〇一七年四月に発足した。これまで当会は、近畿財務局への第三者委員会設置や交渉記録の保全の申し入れ、背任罪や証拠隠滅罪の刑事告発、情報公開や行政訴訟、そして会計検査院による懲戒請求の要請など、「うやむやにすることは許さない。法律家としてやれることは何でもやる」というスタンスで取り組んできた。

私たちの会は、メディアを励ます「応援団」である。行動を起こす度に入廷シーンの撮影、ぶら下がり取材、記者会見を行うようにした。現場レベルでは森友問題を追及する熱心な記者も多くいて、会の会議にも記者に参加してもらい意見交換をするなど、継続的に交流する機会を設けた。記者からの取材もできる限り丁寧に行った。会の活動は、常にメディアとともにあるというくらいにメディアと良好な関係を築いているのが、当会の

活動の特徴である。

また、当会は、大阪地検特捜部を叱咤激励する「応援団」でもある。背任罪の刑事告発に関しては、情報公開等で得た資料に基づき、一級建築士の協力のもとごみの撤去費用の積算について調査した報告書や、刑法学者(立命館大学松宮孝明教授)の意見書を携え、特捜部の担当検事と面談を行ってきた。ごみの積算については、背任罪を基礎づける事実と直結するものからか、担当検事は関心を持ち、この一級建築士に捜査協力を求めた。このような独自の調査活動を行うのも、当会の活動の特徴である。

こ の森友問題というのはいったい何だったのか。総括する時期が

まもなく訪れる。国(安倍政権)が森友学園を特別扱いして国有地を不当に低額で譲渡したのは、いったい何の目的からか。それは森友学園が作ろうとした「瑞穂の國記念小学校」の教育勅語を崇める復古主義的な教育理念と無縁ではないであろう。また小学校の設置基準を緩和し、不可解な設置認可を行ったのは大阪府(松井知事・維新の会)であることも見過ごしてはならない。また、文科省の事務次官の前川喜平氏が名古屋市の小学校で行っ

た講演について、文科省が名古屋市教育委員会に調査を行っていたという問題も明るみとなった。文科省に照会をかけたのは地元選出の自民党の国會議員であるらしい。さらに古くて新しい教科書の採択問題もある。これらは、国が好む教育には特別な支援をし、国が好まざる教育には介入をする。すべて通底する動きではないのか。

国政の私物化や国による教育への不当な介入を今後どうやって防ぐのか。これを担保する制度的枠組みというものはいったいどんなものが考えられるか。この森友問題から学べるものは少なからずある。

今後の日程

【第49回定時総会】

*2018年 6月23日(土)～24日(日) 京都

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【憲法委員会】

5月16日(水)13時半～ 青法協本部

【修習生委員会】

5月18日(金)10時半～ 青法協本部

(全国スカイプ会議は11時半～12時)

【広報委員会】

5月23日(水)18時～ 青法協本部

ストップ！ 法廷内の手錠・腰縄

大阪 宮本 亜紀

一 二〇一七年近弁連大会の決議

勾留された被告人は、公判で手錠腰縄の姿で入退廷し、裁判官・検察官・弁護人ら裁判関係者だけでなく、一般傍聴人にもその姿をさらされる。私は、大学生の時に初めて傍聴席から被告人の手錠腰縄姿を見て、うなだれて背中を丸めて身を縮こませて痛ましいと感じた。しかし、ベテラン弁護士・元裁判官・元検察官に問うても、「見慣れた光景」として見過ごされてきたようである。

近年になって、法廷で手錠腰縄姿を見られることは個人の尊厳や無罪推定の原則に反すると考え、検察官と対等な訴訟当事者として防御権を行使したいとの考えから出廷拒否をした被告人が現れた。そしてその弁護士が、何度も裁判所に訴訟指揮権に基づく法廷出入口前での解錠やその他対応を求めたが応えられず、二〇一四年二月、

出頭在廷命令に反した弁護士青砥洋司弁護士（大阪支部会員）が過料に処せられた事件があった。これを契機に二〇一六年八月、大阪弁護士会に「法廷における手錠腰縄問題プロジェクトチーム」（以下、「大弁PT」）が立ち上がり、委員に大阪支部会員も多く入った。

そして、二〇一七年二月一日に近畿弁護士連合会大会で、「刑事法廷内における入退廷時に被告人に手錠・腰縄を使用しないことを求める決議」がなされた。決議は、各裁判官、各刑事施設長及び留置業務管理者に対し、逃走・自傷他害・器物損壊の個別具体的なおそれがない限り、審理中のみならず入退廷時にも、被告人に手錠腰縄を使用しないことを求めるだけでなく、弁護士・弁護士会も、これまで十分に自覚的でなかったことを省みて、弁護活動に努める決意を表明するものである。

二 被告人はどう感じるのか

大弁PTは当初に、大阪弁護士会全会員アンケートを実施したが、回答数八〇と多くはなく、「勾留中であるから仕方ない」との意見も二二％あり、未回答者の中にも同様の考えが多いのではないかと思われる。

しかし、被告人アンケートによれば、入退廷時のわずかな時間であっても、裁判官に見られて「罪人であると思われる」と感じた「恥ずかしかった」「屈辱的だった」「罰を受けているように感じた」「公平に審理してくれるか不安に感じた」という回答が多かった。裁判官が、いくら「プロだから先入観を持たない」と言ったとしても、被告人には疑わしく、捜査機関の厳しい取調べに對峙した後に、裁判所では公平に被告人の意見を聞いてくれると期待したのに、最初から犯罪者扱いに変わりがないと感じ、言いたいことを諦めることがあるとのことである。刑法二八七条が、一方当事者である被告人に自由な防御活動を保障し、手続の公正を担保するため、公判廷における身体不拘束の原則を定めているのに、開廷・閉廷宣言前後は「公判廷」ではないという現行運用によって、法の趣旨が没却されていることを示す。

また、傍聴人に見られて被告人は、「恥ずかしかった」「罪人であると思われる」と感じた」と

の回答が多く、特に、家族等に見られたことについて「母に大きなショックを与えた」「信じている家族の気持ちを踏みにじるシステム」「辛い思いをさせる」との回答があり、とても素直な心情だと思う。短時間であっても、手錠腰縄姿は衝撃的に目に焼き付くからである。

三 傍聴人はどう感じるのか

そして、傍聴人アンケートでは、「逮捕・勾留されている以上、当然／仕方ないと思った」が最も多く、「逃げたら大変なので、当然／仕方ない」「手錠腰縄を外したら暴れないか心配になった」という回答も多かった。審理中は手錠腰縄が外されるのであるから、入退廷時の短時間だけ拘束される理由にはならず、誤解があるのではないかと考えられる。また、やはり「罪を犯したのだから、当然／仕方ないと思った」も少なくなく、無罪推定の原則が理解されていないか、九九・九%の有罪率の先入観があるのではないかと考えられる。その一方で、「有罪が決まったわけでないのに、おかしいと思った」「被告人が罰せられているように思えた」「犯人扱いされている」「晒しものにされている」「人に見られてかわいそう」「見てはいけないものを見てしまった」「見たくなかった」との被告人に心寄せた素直な回答もあった。「晒し者」については、日本・世界の刑罰史からも、罪人の名譽

や社会的地位を奪うことと、地域に刑罰効果を浸透させる目的で、晒し場や引廻しの「晒刑」があったことの影響も大きいのではないかと考えられる。刑罰が確定する前に受ける社会的制裁、社会復帰への影響、弁護人の情状立証との関係など、深く考えさせられる結果であった。

四 海外調査、特に韓国について

近弁連シンポ実行委員会では、海外の法制度・実態も調査した。欧州の他、特に韓国の制度はとても参考になった。なぜなら、韓国は日本とほとんど同じ条文(韓国刑事訴訟法二八〇条 公判廷では、被告人の身体を拘束できない。但し、裁判長は、被告人の暴行または逃亡を防止するために看守者をつけることができる。)でありながら、「条文通りに」運用しているから、法廷に入廷する前に手錠腰縄が解かれているのである。そのため、刑事法ができた「昔から」裁判所の建物を建築する際に、法廷に直結する被告人控室が設置されているのである。

五 個別裁判所への申入れ

大弁PTでは、各弁護人が個別事件で実践できるように、法廷内で手錠腰縄を使用しない申入書のひな型を用意して全会員に周知し、刑事当番セツトに封入している。第一に、裁判官も含めて法廷

内すべての人が見ないように被告人出入口扉の外での解錠・施錠を求めるが、それができない判断であれば、被告人出入口前に衝立を置いて、せめて傍聴人に見せない対応を求める内容である。

PT委員の実践報告では、毎回の公判の事前に申入書をFAXし、毎回理由を詳細に書き加えていったが、公判冒頭で裁判長から理由無しに棄却・却下の判断があったというケースもあった。

しかし、近弁連大会以後に申入書と共に面談を申し込んだケースでは、短時間の面談でも裁判官の心情を知ることができた。大弁及び近弁連決議やその資料は、大阪地裁の裁判官に回覧され、問題意識は知られているようである。そして、裁判官は、人権問題であると素直に捉えた上で、訴訟指揮権が及ぶとの考えであるが、被告人出入口扉外での解錠・施錠は逃亡等の責任問題に悩むようである。衝立についても、全法廷でそれが可能か、個別事件での対応ではできないと考えるようである。そこで、母親が傍聴に来ることを伝えると、母親の見たくない気持ち・被告人の見せたくない気持ちには素直に寄り添って、母親に法廷外で待機してもらい、解錠後に弁護人が呼びに行つて着席するまで、開廷宣言を待つという対応を裁判官からの提案で実施された。

私は、裁判官が勾留中は当然だと考えず、人権問題であることを否定しない態度に、長年放置さ

れたこの問題が動く兆しが見えたと感じる。この点、弁護士会から裁判所長への申入れは、その折衝段階で、この問題の国賠訴訟が係属中であるこ

とを主要な理由として拒まれているようであるが、個別事件での申入れを重ねる運動は重要である。

大弁PTでは、大弁及び近弁連管内でのより一

層の運動を進めると共に、全国的な広がりを求めている。全国の青法協会員においては、是非とも理解とご協力をお願いするものである。

今こそ、原点に還るとき

―兵庫県支部の報告

兵庫県 今西 雄介

当

支部では、二〇一七年度も約二ヶ月に一回のペースで例会を開催し、様々な分野の問題に対する理解を深めた。まず、二〇一七年五月二六日の支部総会では、自由法曹団兵庫県支部と共催で「今、沖縄で起きていること 今、私たちに求められていること」との題で、沖縄弁護士会所属、普天間爆音訴訟等の弁護士団に所属しておられる山城圭弁護士を講師として招き、辺野古移設等の基地問題、高江ヘリパッド建設問題などに揺れる沖縄における、機動隊による暴行など、法治国家として信じられない壮絶な現状を報告していただき、これらの問題に対する弁護士としての取り組みを報告していただいた。

また、同年六月一四日には、ロースクール生などの繋がりを作るために、例年と同じく大阪支部、京都支部と共催で、「法律家を目指すゼミ」を実施し、神戸合同法律事務所の高橋敬弁護士に兵庫県における著明な公害問題訴訟「国道四三号線阪神高速道路公害裁判」における二〇年以上にわたる裁判及び市民運動の闘争について話してもらった。広報に手が回らなかったこともあり、参加者は思うように伸びなかったが、今後も学生との繋がりを作る試みは続けていきたいと考えている。

さらに、同年九月四日の例会では、「ヘイトスピーチ問題を考える」と題して、吉井正明会員と

「ヘイトクライムを無くそう神戸連絡会」の高橋氏、佐野氏にヘイトスピーチ問題やヘイトスピーチ対策法の実体、弁護士会の取り組み、今後の課題などについて報告をいただいた。また、このとき真赫会員からも、朝鮮学校の授業料無償化判決の報告があった。

同年一〇月二六日には司法試験合格者を対象に姫路総合法律事務所の事務所訪問会を企画し、同事務所弁護士が取り組んでいる社会的意義のある事件の報告や、青法協としての活動の意義などを話した。このときも、合格者の参加は五名程度に留まったが、合格者も興味を持って聞いており、有意義な時間を過ごすことができた。

二

〇一八年二月二日には新人歓迎企画として、中神戸法律事務所の野田底吾弁護士を講師として招き「法廷（裁判 闘争について）」と題して、労働事件で数々の功績を残した同弁護士から、労働事件に取り組む際の姿勢などについて、熱く語っていただいた。これも非常に有意義な企画であり、修習生の参加は五名程度であったが、会員弁護士の参加が少なかったのが残念であ

った。

青法協兵庫県支部は、六〇期以降の若手会員が多くを占めており、若手ならではの柔軟な発想で面白い企画を立ち上げることができるようで、若手であるが故の業務の多忙さにより、最近例会等への参加者が減ってしまっている。しかし、日々の業務処理に埋没してしまいそうになる中でこそ、「平和と民主主義をまもる」という青年法律家

な

協会の設立趣意に立ち返り、平和と民主主義が脅かされつつある現代において、それぞれが青法協所属弁護士会員として、何ができるかということを見つめ直すことが必要であるように思う。兵庫県支部としても、再出発のときである。

お、直接青法協に関する活動ではないが、二〇一七年二月二五日の第一六回人権研究

交流集会において、拙い演技をご笑覧いただいた劇団あすわかひようごは、憲法情勢が不安定な現代において、少しでもわかりやすく憲法を知ってもらおうとのコンセプトの下、憲法劇の公演を続けており、嬉しいことに今後の公演のお話もいただいている。また、地元のカフェを利用した憲法カフェも続々と申し込みがあり、ますます意欲的に今後も取り組みたいと考えている。

京都支部の報告

—— キャンプ企画の紹介

京都 岡田 康平

京都支部では、基本的な人権の尊重と社会正義の実現を使命とする弁護士が取り組むべき憲法・平和問題や刑事司法問題に真剣に向き合っておりましたが、二〇一七年度はこれらの取り組みに加えて、支部の会員同士の親睦を深めることを目的とした様々なレクリエーション企画を実施してまいりました。

具体的には、設定されたテーマに沿った会員お

○ キャンプ企画の概要

二〇一七年九月一七日と一八日の二日間にわた

り、数年振りのキャンプ企画が開催されました。場所は、滋賀県高島市の朽木にある貸別荘（もはや「キャンプ」ではないのではないかとツツコミはご遠慮ください（笑））。この日は、大型の台風の影響が予測されていたにもかかわらず、会員からは吉田誠司、岡根、諸富、分部、岡田が諦めきれずに参加し、吉田会員と分部会員のご家族にも参加いただきました。

○ 一日目

1 午前中

天候は、まさに風の前の静けさ。岡根会員と諸富事務局長は飲み物を、吉田会員と岡田は食材を調達し、雨が降らないことを祈りつつ現地へ。

先に到着した岡根会員、諸富事務局長、分部会員のご家族は、別荘付近の川を見に行くも、増水のため川遊びは断念。吉田会員と岡田が到着し



バーベキューで仲良くカンパイ！

た後、間もなくビールをグラスに注ぎ始めました(笑)。昼間から飲むビールは本当に格別です！

当初は昼食のカレーを別荘内でいただき、夜はバーベキューをする予定でしたが、天候を考慮した結果、お昼にバーベキューをすることになりました。

2 午後

一同、ほろ酔いの状態でバーベキューの準備へ。吉田会員と岡根会員の職人技により、あつという間に火が起こされ、バーベキューがスタート！怪しい雲が出ていましたが、雨は降らず、「二六時までは雨は降らない！」との岡根会員の予言(?)を頑なに信じ、屋外で美味しい食材とお酒をいただき

ました。この時点で、既に缶ビールが一〇缶以上、焼酎が一本空いています。

昼食後は別荘内でお昼寝かと思いきや、バドミントンやプチャイキングで楽しい時間を過ごしました。飲んだ後のバドミントンはなかなかハードでした。身体を動かした後は、吉田会員にダッチオーブンで作っていただいたバナナケーキに舌鼓を打ちました。

夕方になっても雨は降らず、過ごしやすい天候であったため、別荘からさほど遠くない場所にある温泉施設へ。つるつるの温泉で身体と心を癒やしました。

温泉施設から戻ってきた直後、雨が降り始め、別荘の敷地内で某会員の車が脱輪するというハプニングに見舞われましたが、ロードサービスの業者の方々のおかげで事なきを得ました。業者の方々、本当にお疲れさまでした。

夕食のカレーをいただいた後、豪雨と暴風の中、吉田会員に持参いただいた素敵なキャンドルの火を眺めながら、日本酒やウイスキーとともにディープな話に花を咲かせました。何を話したかはあまり覚えていません(笑)。

〇二日目

1 起床・朝食

分部会員、諸富事務局長、岡田、岡根会員の順

に起床。雨が上がり、清々しい朝となりました。分部会員に作っていただいた目玉焼きとトーストをいただいた後、諸富事務局長と岡田は、吉田会員が起床されるまで約一時間、卓球に熱中していました。

2 解散

朝食をいただいた後は惜しみながらも各々別荘を後にしました。

吉田会員と岡田は、帰宅途中に「味工房 志野」にて、吉田会員おすすめの美味しいドレッシングやポン酢を購入し、国際会館前で解散しました。

〇おわりに

今回のキャンプ企画は、普段の例会等と異なる完全なレクリエーション企画でしたが、多忙な日常業務から離れ、ゆつくりとした時の流れを感じながら京都支部の会員の親睦を深めることができました。

青法協の本来的活動を継続的に行っていくためには支部の団結力が不可欠であり、レクリエーション企画はその団結力の向上のための重要な役割を果たしているといえます。

京都支部では、今後も充実したレクリエーション企画を実施していく予定です。

アメリカで学んだこと

大阪 川崎 拓也

齢三六歳にして、一念発起し、約一年半アメリカで生活を送ることにした。その生活の一部と筆者の目から見たアメリカの刑事司法制度について簡単に報告したい。

1 生活及び文化面について

筆者が留学したのは、カリフォルニア州バークレーという街にあるカリフォルニア州立大学バークレー校である。留学までに英語は一応勉強していたものの、実際の語学の壁の高さには愕然とした。日本では、言葉を使い、説得をする日常であるため、これに困難を感じるといえるのは息をするのに苦しみような感覚だった。そのような苦勞を体験したことが、まずもって学んだことと言えるかもしれない。

しかし、語学の勉強は悪いことだけではない。留学後も語学学校には通い続け、多くの留学生・

移民と知り合うことができた。彼らの目から見た日本がどのようなものかということとは、大変興味深かった。多くの中南米の人々からすれば、教育や人道支援をする日本には、いいイメージしかないという。「金は出しても人は出さず」と世界中から批判されているようなイメージもあったが、全く逆であった。

滞在中には大統領選挙もあった。アメリカ人の選挙への熱の入れようと、結果が出た後の抗議活動、政治に関する議論を厭わない姿勢は、日本にはない新鮮な光景であった。

2 アメリカの刑事弁護士

留学中、公設事務所(サンフランシスコパブリックデیفエンダーオフィス、「SFDPD」という)でインターンの機会を得た。SFDPDは、サンフランシスコ市の約九〇%の刑事事件を手がけ、所

属する約九〇人の弁護士は国選事件のみを扱う。所長は日系のジェフ・アダチ氏であり、カリフォルニア州で唯一選挙により選ばれているため、政治的発言力も強く、人気も高い。その結果、他地域とは比較にならない予算を獲得し、充実した環境で刑事弁護を提供している。年間予算は一〇億円を超え、陪審裁判の無罪率は五〇%を超え、弁護士の初任給は一〇〇万円を超える。

印象的だったのは、所内研修の充実度、そして相互研鑽の意識の高さである。SFDPDでは、例年一〇〇回以上の座学の所内研修が行わる。さらに弁護士が複数のグループに分かれ、毎週火曜日のランチタイムにTrial Practiceグループが行われている。ここでは、翌週に陪審裁判を控えた弁護士が、冒頭陳述や反対尋問を実演する。他の参加弁護士はこれを批評する。各弁護士のそもその弁護技術も高いが、このようなリハールを欠かさない点は見習うべきであろう。所内研修を充実させ、互いに批評し合うことによって、弁護士相互で他の弁護士の事件についても興味を持ち、傍聴に行くことが多い。所内では、いつ、どこで、誰が法廷に立っているかの情報共有され、各弁護士は傍聴に行く。さらに、傍聴した内容について、廊下や部屋のそこかしこで議論がかわされる。ここに高いレベルを維持する秘訣があるように感じた。

3 可視化について

アメリカでは、ミランダ警告があるため、身体拘束下の取調べの最初に各種権利告知がなされる。これを受けて、弁護士選任権を行使した被疑者に対しては、取調べが終了する。しかし、明確なデータはないものの、実に八〇%以上の被疑者がミランダの諸権利を放棄すると言われている。かくして、ミランダの強固な保障が与えられているアメリカにおいても、虚偽自白は冤罪の主要な原因であり、放棄後の取調べでの供述調書の任意性が問題となる。結果、可視化が求められること

となる。

ここで興味深いのは立法化の範囲が日本よりも狭い州が多いことである。例えばカリフォルニア州において法律で録音録画が義務付けられているのは、殺人事件のみである。しかし、実際にはほとんどの事件で可視化がなされている。これは陪審が捜査機関に厳しい目を向けており、可視化がなければ、自白を許容しないことが多いからである。こうして、実務家の間には「可視化はなされて当然」という空気が生まれている。我が国でも、今後実際の録音録画の範囲を押し広げていくのは、アメリカ同様実務の取り組みに他ならない。

4 最後に

留学というと、大手渉外事務所の弁護士が行くものというイメージがある。しかし、裁判所も検察庁も驚くほど多くの若手を海外に派遣している。人権課題に取り組む弁護士も遅れをとってはならないと思う。また、何よりも、海外での生活は学ぶものが多い。新たな見方や日本にはない情報を得ることができる。それは渉外事件を扱う弁護士以外にも有益であることは明らかである。多くの若手会員が留学を志してくださることを願ってやまない。

住民訴訟事件における全面認容判決が出される！

あいち 福岡 孝往

「主文 被告は、被告補助参加人に対し、六三億

円及び……「遅延損害金」を支払うよう請求せよ」

二〇一八年二月八日、名古屋地方裁判所にて、

住民側の請求を全面的に認める判決が下されたの

で報告する。

一 事例の概要

終戦から間もない一九五一年、豊橋市と補助参

加人(ユニチカ株式会社)の前身会社(以下、両者を
を含め「補助参加人」と表記します)との間で、補
助参加人の工場誘致をめぐり、豊橋市から補助
参加人に対し工場敷地の提供等様々な便宜を供与

する一方で、補助参加人が敷地を使用する計画を放棄した場合には工場敷地を豊橋市に対し返還する旨の契約が締結された。そして上記合意に基づき、補助参加人は豊橋市内で工場の稼働を開始した。

二〇一五年、補助参加人は工場の操業を中止したが、工場敷地を豊橋市に対し返却することなく、第三者に売却をした。しかしながら豊橋市は補助参加人に対し何の請求もしないため、市民が豊橋市の執行機関である豊橋市長に対し、債務不履行または（取引的）不法行為に基づく損害賠償請求として、工場敷地の売買代金相当額である六三億円の支払いを補助参加人に対し請求するよう求めたのが本件住民訴訟である。

二 事実経過

二〇一六年六月二日 住民監査請求（請求人六九五名、うち六八六名受理）

二〇一六年七月二五日 住民監査請求の棄却

二〇一六年八月二三日 訴訟提起（原告一三〇名）

【八回の口頭弁論期日】

二〇一八年二月八日 判決言渡し

三 弁護士・原告団・市民の会の結成

「これおかしくないですか？」

二〇一六年の年明けに受けた相談が、本件に携わる契機となった。一九五一年当時の契約書からは豊橋市が請求権を有していることが読み取れたため、補助参加人に対し何も請求しない豊橋市の行為は不適切であり、是正しなければならない問題であると感じられた。

しかし、当時私は登録二年目の右も左も分からぬ新人弁護士。そこで、周囲の弁護士に声をかけ、弁護団の結成を目指すこととした。その結果、幸いにも私を含め八人の弁護士で弁護団を組むことができた（二〇期代一名、三〇期代三名、六〇期代四名）。

弁護団の結成と同時に、多数の市民に住民監査請求の請求人、そしてその後見込まれる住民訴訟の原告となつてもらおうべく、本件に関心を持っている市民の方に、市民団（住民団）の結成をお願いした。その結果、「ユニチカ跡地の返還を求める市民の会（市民の会）」が発足し、訴訟提起前には「原告団」が発足することとなった。市民の会や原告団には、委任状や証拠の収集等の訴訟活動だけでなく、説明会等の住民活動といった多くの活動を担っていたこととなった。市民の会や原告団には、本判決を得る上で不可欠な役割を果たしていただき、感謝の念に堪えない。もちろん事業によるものの、市民に対する広報活動や動員などの観点から、住民訴訟においては、多くの原告の

協力・協働はなくてはならないものであると痛感する次第である。

四 具体的活動

住民監査請求書の作成、（監査請求の棄却を見据え）住民訴訟の提起の準備、訴訟提起に向け市民への説明会、マスコミへの告知等、訴訟行動等のスケジュールの調整、それらの準備にとりかかることとなった。

訴訟では多くの原告の出廷が必要・有効であると考えたが、豊橋市から名古屋まで一時間以上の時間がかかってしまうのが悩みどころであった。そこで、弁護団として期日後に裁判所近くで毎回の説明会を開催し、ささやかではあるものの出廷への動機づけを行った。その甲斐あってか、毎回約三〇名の原告の出廷を確保することができた。

訴訟においては、被告及び補助参加人は共に、豊橋市の返還請求権の存在を否定したため、その存否をめぐる争いとなった。

訴訟を進める上で、契約書の文言解釈のみならず、契約締結の背景・金銭の出捐状況を明らかにすることが重要となると考え、一九五〇年頃の豊橋市の決算の状況や土地の売渡し状況の調査を行うこととした。そして、市民の会及び原告団の協力の下、一九五〇年頃の豊橋市の決算書や終戦直後の自作農創設特別措置法に基づく売渡に関する

やじうの貸与制世代として思ふこと

東京 大久保 陽加

1 はじめに

私が弁護士を目指したきっかけは、大学の授業で実務家教員の方が「化学物質過敏症訴訟

訟」について紹介されているのを聞いたことです。元々環境保護活動に興味があったのですが、文系の私にながでできるのだろうか？と悩んでいたときに「化学物質過敏症訴訟」の話を

2 法科大学院入学まで

前記のようなきっかけで弁護士を目指すことになったのですが、その瞬間までは弁護士になろうと思っていませんでした。当時、法

聞いて、弁護士として環境問題により被害を受けた方の救済ができると初めて知り、私のやりたいことはこれだ！と感じ、弁護士を目指すことにしました。この授業の時から約六年、ようやく今年の一月から弁護士として働き始めることができました。当時から思い描いていた夢に一步近づくことができ、毎日が幸せです。

五 今後の見通し

本判決後、豊橋市の請求権を認めた判決であるのだから控訴をすべきでないとの市民の声にもかかわらず、被告は名古屋高等裁判所に対し控訴の申立てを行った。本判決は、一つの事例判断ではあるものの、企業誘致及び企業の撤退後の行政判断に大きな影響を及ぼすものである。したがって、控訴審においても、弁護団の一員として、地方自治の本旨の実現に向け、引き続き尽力する所存である。

六 おわりに

今回の訴訟を通じ強く感じたことは、弁護団を組むこと及び市民の方との連携の重要性である。前者については、多くの弁護士の意見に接する

ことができるため、一人では到底想起し得ない着眼点から訴訟活動を行うことが可能となった。また、役割分担をすることで息切れをすることなく判決を迎えることができた。後者については、弁護士のみではなし得なかった証拠収集が可能となり、また市民運動を通じ訴訟活動を支えていただいた。通常業務ではなかなか経験することができない経験を通じ、弁護士として一回りも二回りも成長することができたため、弁護団に参加したことのない若手弁護士がいれば、積極的に参加されることを是非勧めたい。

ロースクールの実情と 法曹養成

曹を目指す人の多くが法科大学院に入学していたので、私も同じように法科大学院入学を目指すことにしました。法律の勉強をまともにしていなかったのですが、未修コースを選択しようと思っていたのですが、合格のためには高いGPA(成績平均値)が求められるため、模範的な(?)大学生として、留学や社会科見学に励んでいた私のGPAでは到底未修コースに合格することはできませんでした。そこで、未修コースでの入学はあきらめ、大学卒業後に予備校に通いながらの浪人生活を経て都内の私立法科大学院に入学しました。本来であれば、既修コース入学に足りない法律知識は、未修コース二年目で補うべきだと私は思うのですが、GPA問題や未修コースの合格率の低さから予備校で法律を学んで既修コースに入学する人も多くいました。

3 法科大学院

私は、都内の比較的規模の大きい私立法科大学院に進学しました。法科大学院での生活は、あつという間に過ぎて行きました。毎日、二、三コマの授業があるので、ほとんど授業で膨大な課題が課されていたので、放課後は

毎日二二時くらいまで課題の消化に追われていました。そんな毎日でしたので、授業での課題が司法試験に直結するようにと、履修科目が司法試験科目に偏ってしまっていました。しかし、履修できた数は少ないものの、弁護士になったらやってみたいと思っていた国際環境法の法学研究科との合同クラスや障害者法クリニック、医療訴訟を扱うクリニックも履修することができました。司法試験対策の傍らではありますが、自分の興味のある分野の勉強をすることができ、いい刺激を受けることができました。法科大学院でなければこのような刺激を受けることは難しかったと思いますので、入学してよかったなと思いました。

また、私の通っていた法科大学院では、卒業生による司法試験指導講座や添削ブースが多数開講されていましたので、司法試験対策についても法科大学院で行うことができました。とはいえ、予備校での答案練習会を受講する人もかなり多かったと思います。

4 司法修習

私は、第七〇期司法修習生でしたので、貸与制最後の年の司法修習生でした。貸与制は無利子ではありますが、借金は借金です。まだ働き出していないのに借金を負うことに不

安感があつたこと、夫の収入があつたことから貸与を受けなかったことにしました。しかし、修習生活に必要な交通費や書籍代などの出費が多く、家計は火の車でした。そこで、法科大学院での在学生指導のアルバイトをしていました。前述のように卒業生による司法試験指導には私自身もお世話になっていましたし、とてもいい経験になりました。しかし、アルバイトに行かなければならず、興味のある勉強会等に参加できないことも多くありました。司法修習でより多くのことが学べるような環境を整えるためには、やはり給費制が不可欠なのだと思います。

5 さびに

私を含めて七〇期の多くは、現行制度しか知らない世代なので、旧制度と比較することはできません。しかし、現行制度は、旧制度よりも法曹を志望する者に対する金銭的負担が大きいのではないかと思っています。法科大学院・司法修習を通して、よりよい法曹となるための経験をたくさん積むために、このような金銭的負担の軽減が必要なのではないかと思っています。

改憲問題対策法律家六団体連絡会◎緊急声明

自民党改憲案の問題点と危険性

はじめに

昨日三月二五日、自民党大会が開催され、憲法改正の基本的な方向性が確認された。もともと同党は、この大会で党としての改憲案をとりまとめ、今年中の改憲発議にはずみをつける思惑であった。ところが、財務省による森友学園への国有地売却にかかわる決裁文書の「改ざん」問題や、「働き方改革」法案における誤ったデータを根拠とした裁量労働制拡大大部分の撤回、自民党議員が介入してなされた公立中学校での前川喜平氏の講演会に関する文部科学省の調査など、国民主権と議会制民主主義の根幹を揺るがす安倍政権の失態が相次ぐ中、確定案の策定までには至らなかった。しかし、昨日の自民党大会で明らかにされた改憲の基本的な方向性について、それらの問題点と危険性を指摘して世に問うことは、法律家としての使命であると考え、以下、表明する。

一 どれも現行規定を死文化させる九条改憲

自民党の「憲法に自衛隊を明記する」改憲案は、こ

の間、①九条一項と二項を維持し「自衛隊」を明記、②九条一項と二項を維持し「自衛権」を明記、③二項を削除し「通常の軍隊」を保持の三案が検討されてきた。三月二三日の同党憲法改正推進本部の全体会合では、具体的な条文案は①の方向で党大会後にとりまとめる方針となり、その作成は本部長に一任された。しかし、これらは、いずれも現行の九条二項を死文化させ、一項を変質させるものである。②がいう「自衛権」には集団的自衛権が当然に含まれる。③の「二項削除、軍隊保持」は現行九条を明示的に否定するものである。①の場合でも、「我が国の平和と独立を守り、

国及び国民の安全を保つために必要な（自衛の）措置をとる」と憲法に明記される自衛隊は、今でも違憲性が疑われている安保法制による活動が合憲化されるばかりか、それを超える海外での武力行使さえも可能となる。こうして、九条二項は維持されても、「後法は前法に優る（を破る）」との法の一般原則に従って、九条の二により実質的に死文化する。

いずれの案を採用しても、安倍首相が言うような「自衛隊の任務・権限は変わらない」、「自衛隊違憲論

争がなくなる」などということはありません、むしろ現行九条の下では政府自体も否定している「集団的自衛権の全面的な行使」や「海外での武力行使」が可能となる。自民党の九条改憲案は、現行憲法とその下で制定された安保法制ではできないことを可能にするためのものにほかならず、このことを決してあいまいにしてはならない。

二 いつでも武力攻撃時に適用可能な緊急事態条項

自民党の「緊急事態条項」に関する改憲案は、「大地震その他の異常かつ大規模な災害」の際の内閣による政令制定権（非常事態権限）と国会議員の任期延長について定めている。しかし、大地震などの自然災害に対応するための措置権限であれば、すでに災害対策基本法や大規模地震対策特別措置法などによって規定されており、憲法で、内閣に全権を委ねることなどあってはならない。

また、この「緊急事態条項」は、自然災害にとどまらず、軍事的な緊急事態における内閣の権限拡大と人権の大幅な制限に適用される危険性がある。現に下位法たる「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）では、武力攻撃によって生じた災害を「武力攻撃災害」と呼んでいる。自民党の改憲案における「その他の異常かつ大規模な災害」からこの「武力攻撃災害」が除外される保証は今の

ところ見当たらない。

三 選挙制度の基本原則を破壊する

「合区解消」改憲案

自民党の憲法四七条改正案では、参議院選挙での「合区」解消や、衆議院選挙での小選挙区間の「一票の価値の平等」の要件緩和が画策されている。しかし、これらは、憲法一四条、四四条に基づく「選挙権の平等」や、憲法四三条が規定する衆参両院議員の「国民の代表」性という、国民主権の下での選挙制度における基本原則を著しく損なうものである。

これらの原則に則りながら、国会議員と有権者との間の近接性の確保や選挙区割における行政区画や地域的な一体性に配慮することは、議員の総定数の見直しや選挙制度の抜本的な改革によって可能なはずであり、それは憲法改正ではなく法律改正で実現できる。以上の理由から、自民党の四七条改憲案は、憲法の基本原則に背馳するとともに、かつ法律改正で可能なことを無理に憲法改正事項とするものである。

四 教育の充実につながらない二六条改憲案

もともと「高等教育を含む教育の無償化」という謳い文句で提起された二六条改憲案は、いつのまにか「教育環境の整備」に向けた国の努力義務規定に変質した。「高等教育を含む教育の無償化」それ自体は、国際人権A規約を批准した際に二三条「C」につけた留保を撤回した今では、国会と内閣がその気にさえなれ

ば、憲法改正によらずとも法律や予算措置で可能であり、そのような施策の実現を強く望む。

他方、今回の自民党の二六条改憲案では、教育が「国の未来を切り拓く上で極めて重要な役割を担うものである」と規定することで、国民の教育を受ける権利を定めた現行二六条に対して、国家の教育権限を強調するものとなっている。前述の学校主催の講演会に対する文科省の調査などに鑑みて、自民党の改憲案は、教育に対する政治介入、国家統制の拡大を招く危険性があり、かつそれを意図したものと読まざるを得ない。

結語

以上、今回の自民党大会を通して明らかになった同党の改憲の基本的な方向性は、いずれもが、改憲の必要性・合理性を欠くうえに、日本国憲法の平和主義、国民主権、議会制民主主義、基本的人権の尊重などの基本原理を変質させ、破壊する性格の強いものである。こうした改憲案が現実のものになれば、「現在及び将来の国民に対して」「信託」された日本国憲法の基本的な価値は大きく損なわれる。そのような改憲を断じて許してはならない。

私たち法律家六団体は、これらの案が基となる改憲発議を許さないための大きな国民世論を「安倍九条改憲NO! 全国市民アクション」が提起する三〇〇〇万人署名の早期達成によって作り上げること、そのために全力を尽くすことを、現在及び将来の国民に対する法律家の責任として、ここに声明する。

二〇一八年三月二六日

改憲問題対策法律家六団体連絡会

社会文化法律センター 代表理事 宮里 邦雄

自由法曹団 団 長 船尾 徹

青年法律家協会弁護士学者合同部会

議 長 北村 栄

日本国際法律家協会 会 長 大熊 政一

日本反核法律家協会 会 長 佐々木 猛也

日本民主法律家協会 理 事 長 右崎 正博

改憲問題対策法律家六団体連絡会は、四月一八日に総会を行い、これまでの活動報告や、情勢と自民党改憲案の分析や当面の活動方針について議論しました。

五月二五日(火)一八時〜二〇時(予定)には、自民党改憲案を批判したブックレット第二弾「自民党改憲案の危険性」の発表会を兼ねて市民向け院内集会(衆議院第二議員会館第一会議室)を開催いたします。

集会へのご参加、ならびにブックレットの普及にご協力をお願いいたします。

第四九回定時総会（京都）のご案内

青法協弁学会合同部会は、後記の要領で定時総会を行います。ぜひご参加下さい。

記

□日 時 二〇一八年六月三日（土）一三時～二四日（日）一三時

（二四日（日）午前九時～九時四〇分まで、青年法律家協会第六九回定時総会が開催されます）

□会 場 京都市内

□地元企画 二三日（土）一七時～一八時

「公正な社会の実現を目指して！」

―京都における消費者被害の予防・救済の取組み―

報告…長野浩三会員

（適格消費者団体NPO法人京都消費者契約ネットワーク理事・事務局長）

□特別企画 二四日（日）午前九時四〇分～一〇時四〇分（予定）

「青法協の志、使命について（仮）」

講師…高山俊吉会員（青法協弁学会合同部会議長（一九八三年～一九八四年）

□オプショナルツアー 二四日（日）午後

「京都の歴史的景観に何が起こっているか

―古都京都の世界遺産・文化財にまつわる法的課題を肌で感じるツアー―

二三日総会当日、改憲問題についての街頭宣伝をやります！

二二時、京都タワー前（塩小路烏丸北西角）にお集まりください（小雨決行）

※詳細は別途送付の定時総会のご案内をご参照いただくか、弁学会合同部会本部事務局までお問い合わせ下さい。

編集後記

▼今回の特集号では、関西支部の活動をご紹介します。▼今大きな問題となっている森友問題について、問題発覚当初から粘り強く活動を続けられてきた岩佐会員の活動報告をはじめ、青法協らしい活動報告が盛りだくさんです。▼私自身は、二人の乳幼児を子育てしながらの毎日、青法協の活動になかなか参加できていません。もちろん、一人で子育てをしているわけではなく、夫と家事育児を分担し、病児保育やファミリーサポート等を利用するなど周囲との協力体制を作って乗り越える毎日です。それでも、出産前のように時間を見つけれないのが現状です。皆様の原稿を見て、刺激を受けつつ、自分ができることを少しずつやっていきたいと思っています。

（枝川直美）

【お詫びと訂正】

前号（二〇一八年三月二五日発行五六五号）の「倉敷民商弾圧事件 破棄差戻し判決の報告」の記事中に表記の誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

☆七頁三段五行目

（誤）「国税犯則取締法違反による搜索差押え」

←

（正）「国税犯則取締法に基づく搜索差押え」